

林業就業促進資金造成

1 趣 旨

近年における林業生産活動の停滞、山村の過疎化等により、林業従事者はその数が大幅に減少するとともに、高齢化が著しく進行しており、今後、適切な森林施業を実施していく上で林業従事者の確保は喫緊の課題となっている。

このため、新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業労働力確保支援センターが、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を貸し付ける林業就業促進資金を造成する。

2 事業内容

(1) 貸付対象者

新たに林業に就業しようとする者
都道府県知事の認定を受けた林業事業体（認定事業主）

(2) 貸付内容

- ① 就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金
- ② 認定計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対する①の資金の支給に必要な資金

(3) 貸付条件

- ① 利 率：無利子
- ② 償 還 期 間：20年以内（うち据置期間4年以内）
ただし、認定事業主への貸付けについては、運用上、13年以内（うち据置期間4年以内）とする。
- ③ 貸付限度額：1人につき 就業準備資金 150万円
就業研修資金 国内研修 月額5～15万円
（研修の種類による）
海外研修 月額15万円
ただし、認定事業主への貸付限度額は、運用上、上記に80%を乗じた額とする。

3 平成18年度概算決定額

18,000千円（20,000千円）

（林野庁経営課）